



# 乙 票 查 調 業 商

(指定統計第23号)

※ 符 号	1	2	3
	※		

※欄は、記入しないこと。  
◎欄は、都道府県において記入すること。

◎欄は、市区町村において記入すること。

通商産業省

都道府県名	一連番号
◎	◎

番 号	1 商 店 名 定まつた名称がない 場合は、専業主の氏 名を記入すること。	2 商店所在地 町村名、大字名、丁目 および番地を記入する こと。	3 従 業 者 数 (昭和27年9月1日現在) この商店の仕事に、実際従事してい る専業主ならびに主として従事してい る家族従業員および臨時、日雇の 労働者の数を記入すること。専業主 が営んでいる場合は男女の、わず れかの数字に○を、つけること。			4 業 名 この商店の通常の呼称を記入する こと。たとえば、呉服店、小間物店、 酒屋、果物店、売物屋、洋物店、 洋高価店等のように記入するこ と。ただし、代理店、仲立業、飲食 店、ま多ずやおよび店名を認識し て小売する商店は、那管の呼称を 書かないで、それぞれ「代理店」「仲 立業」「飲食店」「ま多ずや」およ び「製造小売業」と記入すること。				5 商 品 売 上 額 等 昭和27年8月1日より8月31日までの1箇 月間の実績を次の区分により記入すること。					6 主要商品名 この店の主た る取扱商品名 を記入すること。	※ 業 態 お よ び 業 種 番 号	
			男 人	女 人	計 人	備 考 の 労働者 人	合 計	銀 売	小 売	手 数 料	修 理 料	材 料	其 他 の セー ス 料	業 態		業 種	
																	円
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
合 計		商店数															

郡市区名	町 村 名	調査区番号	調査実 施月日	月 日から 月 日まで	備 考	調査員 なつ印	市区町村 吏員なつ印
○	○	○					

321 この調査票は常用券倘若を使用して個人商店に使用する。  
この調査票の1商店名および商店所在地については、常用券名簿のそれぞれ該当項目に記入したものを転記すること。  
記入にあたっては、裏面のそれぞれの該当の記入法原を必ず参照すること。

通商産業省保存用

## 乙 調査(面接調査)実施上の注意

### (一) 一般的注意

イ 商業調査員(以下「調査員」という。)は、受持地区内の準備調査を実施するとともに、乙調査の対象となる商店について、そのつど申告義務者に所定事項を質問し、ききとつた結果を、商業調査票乙(以下「調査票乙」という。)の所定欄に調査員が記入すること。  
ロ 調査票乙は、連記式であるから、調査員が申告義務者の面前で記入する場合、すでに記入された他の申告義務者に関する記入事項が、面接中他人の目に触れるおそれがあるから、調査員は、申告義務者の秘密の保持のため、かようなことのないよう格別の注意を拂うこと。  
ハ 調査員は、この調査票乙によつて申告した商店の個々の調査事項の秘密は、統計法および商業統計調査規則によつて保護されるものであり、決して徴税その他個々の業者の利害関係に影響を及ぼすような目的には使用されないことを、特に申告義務者に説明し、できるだけ正確な申告を得るよう努めること。  
ニ この調査票乙は、二部作成すること。そのうち一部は「都道府県保存用(青インク刷り)」、他の一部は「通商産業省保存用(黒インク刷り)」の用紙を使用すること。

ホ この調査票乙は、一商店について一行を用い、二十商店まで記入できる。したがって、一調査員の受持対象商店数が、二十を越える場合は、二枚以上の調査票乙を使用し、補助紙を用いたり、行を分割したりすること。  
ヘ 数字は123のようにアラビア数字を用いること。金額は、必ず円単位とし、円未満の端数は切捨てること。

ト 調査員は、乙調査が完了した後、準備調査名簿との対照検査を行い、記入漏れがないかどうかを検査した上で、この調査票一枚ごとに(一)調査員が、この調査票乙を二枚以上使用した場合にも通計でなく一枚ごとに(二)合計金額を計算し、記入し、調査実施月日を記入した上、なつ印して、準備調査名簿とともに、ただちに市町村長に提出すること。

### (二) 調査事項の記入注意

#### イ 項目3「従業者数」

この欄に記入する従業者数は、その店の実際の業務に従事している個人専業主および主として従事している家族従業者(個人専業主と生計を共にする同居の親族を含む。)および臨時、日雇の労働者である。したがって、名簿だけで、実際業務に従事していない専業主ならびに主として家事に従事している家族従業者および臨時、日雇の労働者は含めないこと。  
臨時および日雇の労働者とは、三十日以内の期間を定めて雇われた者および日々雇われた者をいう。  
「主として」の決定は、業務に従事する時間と他の仕事に従事する時間の長短によること。

#### ロ 項目4「業名」

この欄に記入する業名は、その店が通常呼ばれている名称を、ききとつて記入すればよい。たとえば呉服店、小間物店、酒店、果物店、産物雑貨店、洋服店、洋品雑貨店、煙草屋、自転車屋、おもちゃ屋等のように記入すること。  
ただし、製造小売業、飲食店、よろこびやならびに代理商および仲立業(商業調査員規程「五頁(十頁)参照)は、必ずそのまま「製造小売業」「飲食店」「よろこびや」「代理商」および「仲立業」と記入すること。

#### ハ 項目5「商品別上額等」

(1) 商品を卸売した場合は、「卸売」欄に、小売した場合は、「小売」欄にそれぞれ記入すること。

(2) 商品売買に関する手数料、たとえば、代理商および仲立業の手数料または口銭等は、

「手数料」	欄に記入すること。
「修理料」	または「その他の材料」

(3) 商品を販売するかたわら商品販売に附帯して、修理またはサービスを営んでいる店、たとえば時計屋の修理料、畳屋の畳の裏返し賃、またはふとん

屋の綿の打直し賃等のサービス料金は、

「手数料」	欄に記入すること。
「修理料」	または「その他の材料」

(4) 掛売代金は売上額に算入して記入すること。

#### ニ 項目6「主要商品名」

この欄に記入する商品名は、商品分類表に載りてききとり記入すること。また、商品分類表に掲げる商品を二種以上販売している場合は、販売額が多いものから順次に二、三種の商品名を記入すること。

#### △ 市区町村の取扱いは

- (1) 調査票乙は「通商産業省保存用(黒インク刷り)および「都道府県保存用(青インク刷り)」をそれぞれ同数調査員に交付すること。
- (2) 調査票乙には、あらかじめ、郡市区名、町村名および調査区番号を記入して調査員に交付すること。
- (3) 調査員から受理した調査票乙については、「ト」に掲げた検査を行い、誤りがあれば訂正し、所定欄に主任者がなつ印すること。
- (4) この調査票乙は、都道府県に十月一日までに提出すること。